

令和8年度山添村老朽危険空家等解体支援事業補助金募集要項

○趣旨

村民の安全な生活の確保及び村内の景観の保全を図るため、村内に存する倒壊等の恐れのある危険な空家等の解体に係る経費の一部を予算の範囲内において補助します。

○対象者：

- ・老朽危険空家等を所有されている方（相続人等を含む。）又は所有者の同意を得た方。
- ・村税等を滞納していない方。
- ・宅地建物取引業を行う者でないもの。

○対象物件：

次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- ・村内に位置しているもの。
- ・個人が所有するもの。
- ・当該土地及び空家等についてその所有関係が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないもの。ただし、権利者から解体及び処分に対して同意を得ているものは除く。
- ・当該土地及び空家等に係る一切の権利、権限について、その疑義が解決済みであるもの。
- ・公共事業等の補償の対象となっていないもの。
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する除却の命令を受けたものでないもの。
- ・この要綱により既に補助金の交付対象となったものでないもの。

○補助対象事業

次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- ・老朽危険空家等の解体、撤去、運搬及び処分に係る工事であること。
- ・業者が施工する解体事業であること。
- ・建替えや土地の譲渡を目的としない解体事業であること。
- ・交付決定を受けた年度の3月31日までに完了するもの。

○補助金額

その内容及び金額が適正と認められる解体事業に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）の3分の1以内とし、50万円を上限とします。（ただし、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て。）

○申請受付期間

令和8年6月1日（月）から令和9年1月31日（日）まで

※ただし、申請受理件数が1件に達し次第受付を終了します。

○申請手続き

申請にあたっては、所定の申請書に以下の必要書類を添えて、山添村地域振興課窓口まで持参するか、郵送にて提出してください。

■添付書類

- ・位置図
- ・現況写真
- ・対象空家等の解体事業に要する経費の見積書の写し
- ・対象空家等の建物及び土地の登記事項証明書
- ・その他村長が必要と認めるもの

※申請書類提出前に、補助制度の対象となるか事前に相談してください。